

『保元物語』流布本の古態を求めて

原水民樹

一

『保元物語』の諸本分類において、流布本（系統）なる呼称を最初に使用したのは藤岡作太郎氏であろう。氏は、『参考保元物語』が掲げた五部の異本に対し、印本を指し示す称としてこれを使用した。もつとも、この語は、広く世に流布している本といった意味あいのもので、他作品においても、近世期以降版行に依って世に流布した一連の本文群を指すものとして、当時慣用的に使われていた用語に過ぎないが、『保元物語』の研究史においては藤岡氏により初めてもちこまれたものではある。その後、野村八良氏・高木武氏・土橋寛氏・高橋貞一氏・永積安明氏と展開精密化する諸本論において、流布本なる用語は、その概念にいくぶんかの曖昧さと揺れを見せながらも（狭義には、整版本のみを指し、古活字版をその範疇に入れない）、一つの系統を指し示す用語として着実な定着を見せる。そして、現在のところ、例えば、旧大系本の解説が「流布本系統の諸本（イ）写本群（内閣文庫蔵本以下四本掲出）（ロ）古活字本群（ハ）整版本群」としてまとめ

ているように、本系統は、近世期に版行された一連の版本群を主たる要素とし、それに同種の幾部かの写本を加えて構成される一つの系統と認識されていると考えられる。ただし、版本、中でも古活字版について、川瀬一馬氏の手により、いちやく分類・整理の成果があげられたこと、さらには、そうした成果を踏まえての高橋氏の「流布本系統の根源のものとしては、まづ古活字印本があげられる。」との認識が、その後の体系立てに大きな影響を与えたこともあって、本系統は、古活字版第一種によって代表される版本群の総称として把握される節があり、写本群についてはややもすれば等閑視される傾向があるように思われる。犬井善壽氏が、流布本系統なる称を退け、版行本系統と呼ぶことを主張されるのもそうした認識が背景にあるのではないだろうか。

流布本系統に属する写本がどれほど現存しているのか不明だが、今までに管見に入った十六本の中十三本までが版本からの直接あるいは間接の写しと判断された。こうした実状からすれば、版本をもって本系統を代表させようとする如上の

立場もあながち故ないことではない。ただし、写本の中でも、大東急記念文庫蔵本・東京国立博物館蔵本・名古屋市蓬左文庫蔵本（以下、各々、東急本・東博本・蓬左本と略称）の三本は（少なくとも管見の及んだ版本群と比較する限り）版本の後流に位置づけられるべきものではなく、流布本の古態を探る上で重要な意味を持つと考えられる。小稿は、当該三本の本文の検討を通して、流布本の古態を探ろうとするものである。

二

既に触れたように、版本群については、はやく川瀬一馬氏によって、古活字版が十一種類に分類・整理されており、その他、整版本では寛永元年片仮名版以下数種の存在が知られている。そして、それら諸版中、古活字版第一種が「流布印本の祖」であり、「後の諸印本の誤脱を訂正し得可きもの」があることも、既に川瀬氏により説かれ、現在も一般に承認されているところである。上記のように位置づけられている古活字版第一種を、他版と比較するとき、該版には、微細ながら、かなりの数の固有字句が存在しており、第一種と他版との間には、本文の上で明確な一線が画される。

さて、小稿にとって注目すべきは、諸版中、第一種のみが伝えるこれら固有字句の多くを、東急本・東博本・蓬左本の三写本が同様に有しているという事実である。今、当該三本と第一種の近似度を知る一つの目安として、諸版中第一種に

固有の字句で六音節以上のもの（例えば音読みか訓読みかで異なるように、読み方によりある程度の誤差が生じる場合があるが、一応の目安を得るためのものなので、その点は適宜処理した）を数えると、三十九項見いだされる。そして、その中の三十五項までが当該三本にも共通に見いだされる。この事実より、当該三本が第一種に極めて近い本文を有していることが知られる。すなわち、流布本系統諸本中、当該三本と第一種は相互に近似する一つのまとまりとして捉えられる。が、なおより子細に見た場合、当該三本は第一種との共通字句を有する一方で、三本のみ共通する字句をもまた多く有している。結局、当該三本は、流布本系統中では第一種に近似し、それとひとまとまりのグループを構成しているのだが、その内部では更なる一つのまとまりをもって、第一種に対峙しているということになる。それでは、当該三本は「流布印本の祖」とみなされている第一種と如何なる関係にあるのか。以下、この点について考えてみたい。方法としては、流布本系統の管見諸本中、当該三本のみが共有する字句のいくつかを取り上げて検討する。なお、本文引用は蓬左本により、参考のために、相当記述が見える旧大系本付録古活字本（底本は書陵部蔵古活字版第一種）の頁を（ ）内に示すこととする。

①（頼長は）我御身ハ宗ト全経ヲ学ヒ（略）賞罰勲功ヲ分給（348）

② 親治心ハ武ク思エトモ無力（351）

- ③ 今モ誰人カ此京ヲ滅シ何者カ我君ヲ傾ケ奉ラン (358)
- ④ 下臈ノ射矢大将ニハ立ツカ立ヌカ御覽セヨ (362)
- ⑤ 八郎サテハ一家ノ郎黨コサンメレ(略)ト宣エハ (363)
- ⑥ 古キ湯屋ヲ人ニ借テ常ニ下湯ヲソシケル (395)
- 右掲例示文中、傍線を付した部分は、流布本系統諸本中、三本のみに見られる記述である。一見して明らかのように②④⑤⑥の場合、傍線部のある方がより懇切な文章とはなるが、①③についても、傍線部のある方が、待遇上、より妥当とはいえるが、これも必ずしもなくてならないものでもない。結局、傍線部を持つ三本の形が本文としてはより良いとはいえようが、それが流布本のより本来的な姿を伝えたものかどうかは分からない。
- しかし、次に掲げる諸例はどうだろう。
- ① 御供ノ人々ニハ関白殿(略)右少将實定(359)
- ② 義朝ニ相従フ兵多カリケリ(略)村山ニ金子十郎家忠山口ノ六郎仙波七郎(359)
- 村山黨ニ山口六郎仙波ノ七郎轡並テ懸入ハ(略)紀平次大夫ハ山口ノ六郎ニ右ノ肘打落サレテ引返ス(366)
- ③ 為朝ヲ勇マセン為ニヤ俄ニ除日行ハレテ為朝安弘藏人タルヘキ由仰ケリ(360)
- ④ 経憲カ父頼憲カ墓所ノ住僧ヲ尋レ共无リケレハ(368)
- ⑤ 宣帝何事ヲ宣願ハ其由ヲ聞ント(390)
- ⑥ 若シ一旦ニ支出来ラハ社稷不定(390)
- ⑦ 女樂ヲ遠サケ沈酔ヲ禁シ(391)
- ⑧ 婦人ハ政ニ預ル事ナシ(391)
- 以下、各項について簡単に述べる。
- ①は、後白河の行幸に供奉する廷臣を列記した部分。傍線を付した人物、第一種を始めとする他の諸本「実宣」「実信」「さねのぶ」と誤るが、三本の記す「實定」が是。他系統の場合も、半井本・鎌倉本・金刀本には「左少(中)将実定」とあって、三本の方に同じ。ただし、官名については、『公卿補任』に従えば、三本の記す右少将は誤りで左少将が正しい。
- ②の傍線部は義朝の配下の一人、他の諸本、同一人物を傍線部④では「山口十郎」傍線部⑤では「山口六郎」と記し、内部で齟齬を生じているが、三本は「山口ノ六郎」で一貫している。他系統の場合も、半井本・京岡本・金刀本は「山口ノ六郎」と、三本の方に同じ。③は、他の諸本傍線部を欠く。「為朝ヲ勇マセン為ニ除目を行ったのだから、傍線部がなくては意味をなさず、三本の如くあるべきところ。他系統では半井本に同趣記述が見える。④も他の諸本、傍線部を欠く。しかし、他系統は、半井本の「経憲ガ親顕範ガ墓所ノ住僧ヲ尋ケレ共、无リケレバ」を始め、京岡本・金刀本いずれも三本と同趣句を持つ(金刀本では「墓所」が「山莊」)。ただし、三本の記す「頼(より)憲」は「顕憲」の誤り。
- 以上の四例は、流布本系統中において三本の本文がその他の諸本よりも明らかに妥当な場合である。これらの事例については、流布本系統が本来的に抱えていた不備や誤りを、三

本が正したと解釈する可能性もないではない。しかし、現存版本以前の、流布本により本来的な形姿が、三本に残されていると見る方が無理がなからう。他系統の多く、とりわけ流布本の形成に係わりが深いと考えられている半井本が、項目のすべてにおいて三本と同じ形を持つ事実はこの推測を力づける。

続く⑤～⑧の場合、他の諸本では傍線部の各々が、⑤「ゆへ（故）」、⑥「しつ（静）まらし」、⑦「さけ」、⑧「まじは（交）る」とあり、三本と異なっている。文章上からはいづれでも良く、この面からは当否を決することができない。ただし、この場合、本来性をはかる基準が存在している。というのは、これらは流布本に固有に見られる治世論の一部だが、それが『嗑囊鈔』の本文に依ったであろうことが、釜田喜三郎・高橋貞一両氏により指摘されている箇所でもある。今、『嗑囊鈔』を見るに、⑤～⑧の傍線部の各々に相当する記述は、三本の方に一致している。流布本『保元物語』が『嗑囊鈔』に依っていると通説に従う限り、三本の方がその他の諸本に比して、より『嗑囊鈔』の本文に近接しているという事実は、少なくともこれらの箇所においては、諸本より三本の方が流布本本来の姿をより忠実に伝えていることを意味すると判断される。

結局、当該三本は、第一種を含めた現存諸版より本来的な本文を、少なくとも一部には伝えていると考えてよい。勿論、その本来性は、当該三本の次元ではなく、想定されるそれら

の共通祖本の段階でのこととして捉えられるべきだろう。なお、『嗑囊鈔』を典拠とすると考えられている他の箇所についても、三本を個々に見た場合、それぞれに少なからぬ独自の誤りが存在するが、三本共通して『嗑囊鈔』と異なる部分は極めて少ない。このことから、三本の共通祖本の純良性が伺われる。

それでは、諸版よりも本来的な要素を有していることが明らかになった当該三本を、総体として第一種を含めた諸版に先行するものとして位置づけることが許されるのだろうか。となると、ことは必ずしも簡単ではないようだ。そう断言することをおためらわせるいくほどの現象がある。

- ① 閑院大納言実季卿娘也 (345)
 - ② (鳥羽院は) 康和五年癸未正月十六日御誕生 (345)
 - ③ 殊ニ山門南都其精誠ヲ抽テケリ (370)
 - ④ 縦イ下野守殿コソ親子ノ間ナレハ助申サントシ玉フト
モ天氣ヨモ御免候ハン其故ハ新院ハ正ク主上ノ御兄ニテ
渡ラセ玉ハスヤ左府又閑白殿ノ御弟ソカシ豈親キトテ其
罪科无ランヤ (376)
 - ⑤ 年来日来春宮ニモ位ニモ即セ玉ハントコソ待奉ルニ
(387)
 - ⑥ 主上上皇モ御連子也 (389)
- ①については、第一種を始めとする他の諸本、傍線部を「娘」ではなく「御むすめ（御娘・御女）」とする。鳥羽の生母、贈皇太后宮茨（苡）子に関する記述であるから、待遇的には三

本より他本の「御むすめ（御娘・御女）」の方が良い。②について、年号に干支が付されるのは三本のみの特徴で、他の諸本には見られない。三本の形は後補とみなされる可能性が高いか。③の傍線部については、第一種「山門すへて」、その他は「山門（さんもん）」とする。比叡山の法験を称揚する文脈から言えば、三本の記す「山門南都」は適切ではなく、諸本の方が妥当。三本は改変の可能性が高いか。④の傍線部については、他の諸本、「親（おや）」とする。三本の記す「親キ」、諸本の記す「親（おや）」いずれでも意味は通るが、義朝による父為義助命嘆願の叶いがたいことをいう文脈からすれば、「親（おや）」とあるのが本来の姿で、「親キ」はその崩れた形だろうか。⑤の傍線部については、他の諸本「春宮にも立」とあり、本文としては三本の場合よりこの方がよい。半井本にも「春宮ニモ立セ御座シ」と他本と同じ形が見えている。⑥の傍線部については、他の諸本「御連枝（御れんし）」と記す。三本の記す「御連子」は誤字。

これら諸例は、先の事例とは反対に、他の諸本に比して三本の本文の方に問題があるかと思われる場合である。三本（ひいてはその共通祖本）の後出性を証するとまでは言えないが、その可能性を示すものとはいえる。

以上を要約すると、流布本系統諸本中、三本のみが共有する字句の中には、明らかに現存諸版以前の古態をとどめると判断されるものが比較的多く見いだされるが、その一方、数は少ないながら、後出の可能性を思わせるものもあるという

ことになるだろうか。とすれば、三本が純良性の面で版本群に対して絶対的に優位に立つとは断言できないようだ。結局、三本は古活字版第一種以前の古態流布本の形姿を探る上で極めて重要な意義を有するが、その一方で後出を思わせる要素も含んでおり、「流布印本の祖」とみなされている第一種とは、あい補う関係にあると考えるのが今の時点では穏当と言うべきか。

三

論を進める都合上、これまででは三本の共通要素にのみ注目し、ひとしなみに扱ってきたが、子細にみれば当然ながら三本三本の個性を持っている。本節ではこの点を考えたい。三本の本文を比較すると、中で東博・蓬左両本が緊密な関係にあり、東急本は少々離れる。このことは、東博・蓬左両本が片仮名交じり本文を持つのに対し、東急本が平仮名交じりであるという表記形態の相違に端的に現れもしているのだが、本文面においても、東急本のみと比較的長い固有句が六箇所にわたって見られるという顕著な特色がある。以下にその部分を掲出する。

① 今は程なく夜も明なんすもし御所に火かゝりなは定て
打出なんすしからハ小勢に大勢かかけたてられんも見く
るしかりなんとて引退く(362)

② (為朝に追われた鎌田正清は) 敵引返とミてけれハ河
をすちかへに馳渡して馬より飛をり正清御曹司に追れ奉

りてけうにしてのかれ参て候坂東にて多の軍にあひて候へ共(略)と申ければ(364)

③ うるハしき御心はせの上の御学文こそ然へけれいかに博覧大才にても正理にそむく所あらハ更に益あるへからすすへては内外の讃仰は只一心の為也(373)

④ 三夫(三ツ)の九嬪(クニ)二十七の世婦八十一の女御ありき内職にそなハリ各宮をまもり禄を分てミなつかさとする處に有て君をたすけ奉る(390)

⑤ (琵琶の弟子惟守が師長に) 武士の許侍らねハ罷帰候御名残おしく候と申せは師長涙をおさへて此道(まじ)ち付て見え来る人多かりしかとも汝情ありて是まで来事こそありかたけれとて(393)

⑥ をめひてかけいれとも立あふ者一人もなし則館にうち入て見れハもたねとも弓を引(のー東急本なし)やうに見えなければとも太刀をもつやうにおほえ眼勢事柄敵の打いらんをさしのそく體にそありける(399)

各々、傍線を付した部分が東急本固有の本文であり、他の諸本には存在しない。そしてそのいずれの場合においても東急本の本文の方が文脈に無理がない。②⑤⑥では、特にそれが顕著であり、傍線部を持たない他本の場合、文章に飛躍が生じている。②は、為朝の追撃を受けた鎌田正清がほうほうの態で逃げ帰り、主の義朝にその旨を報告する場面。東急本の場合は、鎌田の義朝への報告が、「正清御曹司に追れ奉りて」から始まり、自然である。それに対し、傍線部を持たない他

本では、それが「のかれ参て候」から始まることとなり、唐突さをまぬかれない。⑤は師長とその琵琶の弟子惟守との別れの場面。傍線部を持たない形の古活字版第一種では、惟守の言がいつのまにか師長の言に変わるといふ大きな不手際が生じている。この点、他の諸本は「候しかとも」を「候と申せは」或いは「候トソ申」と改めることでその矛盾を回避している。⑥は伊豆大鳴の為朝の居館に攻め入る追討軍の様子を記す一節だが、傍線部がない他本の場合には、やはり舌足らずの感を与える。その他、①③④の場合には、②⑤⑥ほど明白ではないが、やはり、東急本の如く傍線部のある方が文章に無理がなく、分かりやすいことは確かである。ただし、この場合もまた文脈の整然としていることがそのまま、古態性の論拠になるとは限らないこというまでもない。原流布本が本来的に抱えていた不備を後出本が補正することも可能性としてあり得るからである。しかし、その可能性は④の事例によつて否定されると思われる。④は、第二節で触れたように、『堪囊鈔』を原拠とすると考えられている、流布本特有の増補記事の一部である。相当部、『堪囊鈔』には「三夫人九嬪二十七世婦八十一女御アリテ内職ニ備り各官ヲ守り禄ヲ分テ皆司トル処有テ君ヲ助ケ奉ル」と、東急本とほぼ同じ本文が見えている。この事実には、『堪囊鈔』の記事を取り込んだ流布本の原初の姿を最も忠実にとどめているのが東急本であり、その他の諸本はその一部に欠脱を生じた形を伝えていることを物語る。他の場合については、④のような判断基準が得られな

いので、断言は難しいが、先に述べた②⑤⑥など、東急本以外の本文ではかなり文脈に無理がある場合は、④と同様に判断することが許されるのではないか。ともかくも、東急本の固有本文の少なくともいくつかは流布本の古態を伝えるものであり、他のすべての伝本に、それが欠落しているということは、まず間違いなく言えるところだろう。とすれば、古態追究に資する点で、東急本の持つ意味は三本の中でもとりわけ大きいと言える。

この観点に立つて改めて東急本を見た場合、該本には流布本中唯一その本来性を指し示すかと思われる事例が散見することを知らる。以下、それらのいくつかを例示する。

① この御企宋廟の御はからひも計かたくぼんりよのをす所しかるへからず(350)

崇徳院蹶起の風聞に対する世評の一節。傍線部、他の諸本「御企宗」「御きそう」などとあつて、意味不明。これについては、『参考本』が「宗廟ノ舊漏廟字。今依奥本補之。」とすること、及び半井本に「此御企ヤアルベキ。崇廟ノ御計、凡下ハ難計事也。」とあることから推して、他本「企」と「宗」の間に「廟」の字を脱していることに不明の因があると思われる。もし、そうであるなら、東急本の「宋廟」は「宗廟」の誤写と思われる、その点をさしひけば、意味の通る唯一の本文である。なお、第八種「此御くわたての御はからひもはかりかたく」(内閣文庫蔵本も同)、蓬左本「此御企計モ測リ難ク」は、それなりに意味

を通そうと独自に改めたものと思われる。

② 七月十日大輔史師経平忠正源の頼憲二人召進すへきよしの宣旨を官使にもたせて宇治へ行向て左大臣殿に付奉れは(352)

傍線部の「宣旨」を他の諸本「院宣」とする。「宣旨」なら後白河帝の発行であるが、「院宣」ならその敵対者崇徳院の発行となり、「宣旨」か「院宣」かで文脈が異なる。これについては、執行者の「大輔史師経」が当帝後白河の官吏であること、及び、当該記述より先に、後白河の命を受けた師経が忠正・頼憲を召したが、彼らが「此程は宇治殿に候」と応じなかつたとの記事が見られることより、東急本の記すように「宣旨」とあるべきであり、他本の記す「院宣」は妥当ではない。なお、他系統の場合、半井本に東急本とほぼ同趣文が見えている。その他は該当文がない。

③ 左大臣頼長の近習の一人、式部大夫盛憲を、他の諸本部分的に「成憲」「なりのり」「なりのふ」(左大臣殿上洛の事付けたり著到の事)などとも誤記し、内部に齟齬を生じているが、東急本のみ「盛憲(もりのり)」と統一・正記している。

④ 影のことくに付順兵はかり召くしてけり(356)

傍線部、他の諸本「かた(形)のことくに」とある。意味的には「かた(形)のことくに」でも不都合はないが、為朝が常に引き連れている手郎等という意味あい

らすれば、東急本の「影のごとくに」のほうが状況によく符合する。他系統の場合、半井本「如影」、京図本「影のごとくに」、鎌倉本「影の形に随か如くなる」（金刀本も同）とあり、東急本と同趣。

⑤ 大荒目の鎧に同師子の丸のかな物打たるをきるままに
(356)

他の諸本には傍線部がない。これは有るほうがよいし、他系統もすべて東急本と同じ。

⑥ 少監物信頼は松か崎のかたへ落行けるか (368)

右の少監物信頼については、前少監物正六位上宮道朝臣信頼（『兵範記』仁平三年七月二十五日条）が同定される。他の諸本では、東博・蓬左本が「少監物延頼」、それ以外は「延頼」「のふより」としており、東急本が最も妥当。他系統では、半井本に「少監物信頼」とある。

⑦ ふしむ端おほし謝すといへ共餘あり (391)

忠実宛て師長書状の一節。他本「不審端多雖有餘」「ふしんたんたあまり有といへ共」のようにすべて「謝す」の字を脱する。しかし、半井本の「不審弥多。雖_レ謝有_レ余。」を始め、龍門本・鎌倉本・金刀本・京図本などすべての系統「謝」の字を持ち、東急本に同じ。

⑧ 絃歌文筆の才藝に携ル事は帝道につかへ奉り忠節を致ん為也 (392)

⑦と同じく師長書状の一節。他の諸本、傍線部を「藝」「帝」とする。しかし半井本を始め他系統は「才藝」「帝

道」と東急本に同じである（ただし、京図本のみは「藝」とする）。

これらの事例についても、もともと東急本以外の形であったものを、後に東急本が他系統を参考にして改変したと考えられなくもない。しかし、これまでの考察の経緯からすると、やはり、東急本が流布本の古態を伝えている事象として把握する方が、より自然と考えられる。

以上の考察により、流布本の古態を追究する上で東急本は三本の中でもとりわけ重要な伝本であることが明らかにされたと考える。ただし、誤解を避けるために付言しなければならぬ。これまでは東急本に古態性が見られることを説くことを旨としたために、それが持つ負の要素についてはあえて触れなかった。が、次には東急本の持つ不手際及び改変性に触れたい。東急本は全体にさほど丁寧な書写された伝本ではない。上巻第二丁表・第五一丁表に各二行分程度、上巻第三丁裏・第六丁表・下巻第三四丁表に各一行分程度の欠脱が見られるのを始めとして、脱字・句の数はかなりにのぼる。さらに、微細ながらも改変・補足・省略といった操作の跡もみうけられる。

又船岡へ行たりともおなし事にてこそあらむすれ屋形に帰りたり共おさなき者とも其見しかたちもあらハこそと思つ、け過去せし聖霊たちにも多かうせむとて猶石塔をくむよしして岸より下へ身を投てつるにはかなく成給ふめのとの女房是をミてつ、①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

にや廳而しつミて見え給ハす (386)

右は、為義の妻の入水を記す東急本の記述。異同を示すと、傍線部①～④の各々は、他本では、①「あらんすれ童年来観音を頼ミまいらせて毎日普門品三十三卷弥陀の名号一萬遍となへ申か今日物語に未おはらす」(第一種の本文による。以下も同)、②「もてあそひ物を見んに付てもこゝにてはとありしかうありしなとおもはんはんに心みたれて勤もせらるましければこゝにて満して」、③「くミ給ふかところ思ひしに」、④「河へそ入にける供の者とも是をみてあはてきはきはしり入て尋ぬれとも」とあつて、東急本よりかなり詳しい。おそらく、このあたり、東急本は抄略を伴った改変を行ったものと思われる(ただ、流布本は他系統と行文が異なっており、④を除いては同趣記述を他系統に見いだしえないので、東急本の姿を改変と断定しがたい面もあるが)。

上例は、その規模の大ききでやや特殊とすべきだが、東急本には全体を通じ、小規模な改変や抄略が比較的多く見られる。

① 誰かおとろくへきにあらねとも (348)

他の諸本は傍線部「凡下(ほんげ)の」。他系統では、金刀本に他本と同じ形が見えるが、その他には相当句はない。

② 遠矢を射かちちなんとハさもある覽 (364)

他の諸本は傍線部「不知(しらす)」。他系統は語句が異なる。

③ 亡父是程の恥にあひ給ふ (386)

他の諸本は傍線部「めをみ給ふに」。他系統は語句が異なる。

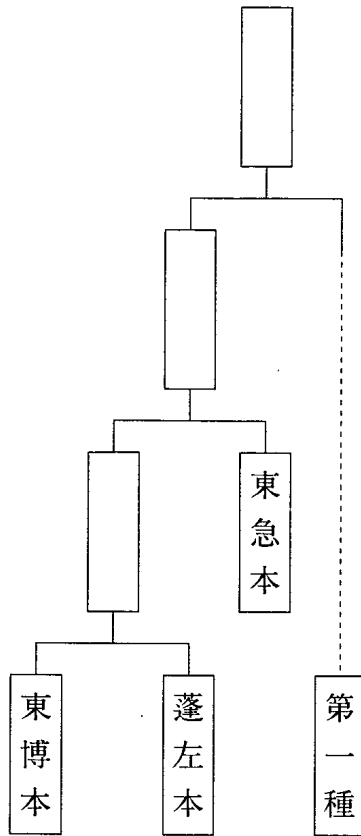
といった類の改変は多く見られる。この程度の改変は、書写において珍しいことではないが、東急本の場合、流布本の古態追究に大きな意味を持つ伝本だけに、その内部に抄略や改変を含んでいるとすれば、その取り扱いには慎重さが要求される。

次に、東博・蓬左両本について述べる。両本は、酷似というべき近い関係にある。しかし、比較的規模の大きい欠脱を各々が異なる箇所⁹に有していることより、親子関係にはないと判断され、また、恐らくは兄弟関係にもない。ただ、現存本をさほど遡らない時点で両本のみ共通祖本にたどり着く関係にあると思われる。両本を比較した場合、いずれかといえば、東博本の方に欠脱が多く、また小さな書き変えもあるようなので、その分、蓬左本の方が親本への忠実度は高いと考えられる。両本は、東急本と共に、流布本の古態を探る上で極めて意義ある伝本だが、一方ではやはり、後出の可能性のある事例が新たに見いだされる。

具体例をいくつか示す。白河院死去、堀河院死去、鳥羽院誕生・讓位、近衛院誕生・即位、保元への改元、平安京遷都、薬子の變の年号の各々に干支を付していること(鳥羽院誕生についてのみ東急本にも干支の付載があることは既に述べた)、堀河院の享年を記していること、「白川院堀河院」「重仁親

王ヲ崇徳院一御子、「左大臣豊成武智丸子」(蓬左本は「子」を欠く)、「斉明皇極稱徳重祚」(蓬左本は「皇極」を「重極」に、「東博本は「称徳」を「称念」に誤る)などと、白河院他の人物に世系他の割注を付していることなどである。これらは、やはり後補の可能性の高いものだろう。そして、これらが諸本中東博・蓬左二本のみに見られることより、両本のみの共通祖本の段階で既にそうした加筆がなされていたと考えられ、その分、本来性から離れる要素として注意すべきだろう。

以上、三本が、その内部に夾雑物を含み込みながらも、流布本の古態を考える上で重要な意味を持つことを述べてきた。この古態性は、当該三本がその共通祖本から受け継いだ要素と考えられ、中で東急本は忠実度がより高いことを知る。ここまでの考察から諸本の系統図を描けば次のようになるだろうか。



言うまでもないが、右図は一つのひな形にすぎない。例え

ば、東博・蓬左両本が実際に兄弟関係にあると主張するものでは勿論ない。が、基本的には流布本系統諸本の関係は右掲の形で押さえて大過ないと思う。

四

さしあたって解決されねばならない疑問がある。それは、三本の共通祖本の表記形態にかかわってのものである。東急本が平仮名交じり、東博・蓬左本が片仮名交じりと、その表記に相違があることは既に述べた。その他にも、序文、勝尊宛て頼長書状、崇徳・後白河の往復書状、為朝追討の宣旨、忠実宛て師長書状が、東博・蓬左本では漢文であるのに対し、東急本では書き下し文である、といった相違も見られる。これらの場合、祖本の表記形態はどうだったのか。以下、この問題を考える。

まず、巻頭の序文を例に取って考えてみよう。序文は流布本にのみ存在する固有の記事だが、その表記に二様の形態が見られる。すなわち、寛永元年整版本・蓬左本・東博本が漢文、その他はすべて書き下し文である。次に、冒頭の本文を掲げる。

夫易にいへらく天文を見て時の變をさつし人文をミて天下を化成・
のくわをなすといへりこ、をもて政道理にあたる時は風雨

時にしたがひ^{かて}国家ぶねうなり

東急本の本文を本行とし、右脇に第一種を対校した(漢字・仮名の表記の異同はこれを無視した)。諸本間で微細な異同は見られるものの、第一種と東急本の間で異同がある部位については、書き下し体をとる本すべて第一種と一致している。従って、東急本のみ特異であることになる。この事實は次のように把握できるのではないか。すなわち、東急本の本文が書き下し体を有する諸本中、ひとり特異であるのは、該本の親本(祖本)が漢文であり、それを東急本が、他の書き下し体伝本の影響を受けずに、独自に書き下したためではないか。そして、東博・蓬左本が「夫易曰觀乎天文察時變觀乎人文成天下云是以政道當理時風雨順時國家豊饒也」と漢文であることを勘案するなら、東急本の祖本(すなわち、三本の共通祖本)は、東博・蓬左本のごとき姿を備えるものではなかったか。この観点に立つとき、他の不可解な現象にも説明がつく。例えば、勝尊宛て頼長書状の一節、東急本の「天かん地おうようしゆく良辰をえらミ」はおそらくは、東博・蓬左本に見える「撰天感地應曜宿良辰」を誤って書き下したものと思われるし、崇徳宛て後白河報状の「ねいしやは国をほろほす利なり」も、東博・蓬左本に見られる「倭者ハ亡国利也」を誤読したものと解される。

以上の例によれば、東急本と東博・蓬左本との間で漢文・

書き下し文の相違がある場合、それらの祖本の段階では漢文であり、東博・蓬左本はそのままの姿を伝え、東急本の場合には現存本に至る過程で書き下し文に改めた可能性が強い。この他にも、東急本の表記がその親本(祖本)に必ずしも忠実ではなかったらうと推測される例は多い。例えば、第一種を始めとする平仮名交じりの諸本に「左府の公達三人相具し給て南都へおち」、「まつりことをおこなひ給ふ」とある傍線部が、東急本のみ「おつ」、「給ひ」と、活用語尾が異なっている場合がある。これらについても、東博・蓬左本では相当部が各々「落」、「給」とあることから、恐らく三本の共通祖本の段階では東博・蓬左本の如くあったものを東急本に至る過程で仮名表記に改めたために生じた現象と判断される。同様に、他の諸本に「御契り浅からさりし法皇も」、「まいるへき由申なからいまた参らす」、「おさな(幼)かりしかとも乙若か舟岡にてよくいひし物をと」、「目に見ゆる物なし」、「目もくれ心もまよひて」、「聖人の礼をなす」、「討手のむかふやらん」とある傍線部が、東急本では各々「浅からさる」、「いまた参せず」、「いとけなかりしかとも」、「ミる」、「まとひて」、「なす例を」、「むく」と、ひとり異なるのも、やはり恐らくは、東博・蓬左本のように「不浅」、「未参」、「稚(ナ)カリシカトモ」、「見(ル)」、「迷(イ)テ」、「成礼ヲ」、「向」とあった元の形を、東急本に至る過程で仮名表記に改めたためだろうと考えられる。要するに、流布本の中で東急本のみ独自の活用形や訓みが見られるのは、恐らく、その親本(祖本)

の段階では漢字表記だったものを、東急本に至る過程で独自に仮名表記に改めたことにその原因があると考えてよさそう¹⁾だ。とすれば、現在の東急本は、表記の面では親本（祖本）にさほど忠実ではなかったと判断される。勿論この判断は、三本の共通祖本が平仮名交じりであったか片仮名交じりであったかとの疑問に直接の解答を与えるものではないが、片仮名表記を持つ東博・蓬左本の方が祖本の表記をより忠実に伝えているとすれば、祖本は片仮名交じりであった可能性が高いと思われるが、如何なものだろうか。とまれ、東急本は本文の古態性という面では高い価値を持つが、表記形態の面での祖本への忠実度は東博・蓬左二本に比して低いと判断される。

五

小稿の目的は、従来、現存諸版中で、その純良性を評価されてきた古活字版第一種が、恐らくは原流布本とはかなり隔たりがあり、古態を知る上では相対的な位置にあるに過ぎないこと、及び古態追究に関しては、写本の姿で伝わる東急・東博・蓬左三本とりわけ東急本が重要な鍵を握っていることを明らかにすることであった。従って、小稿は、原流布本の追究についてその出発点を確認したに過ぎない。とりあえずは、当該三本から想定されるその共通祖本が、流布本体系の中で如何なる位置を占めるかが問われよう。書写・刊行年代の点からいえば、第一種は慶長中の刊行とされている。一方、

写本群については、現在のところ古い奥書年次を持つ伝本の存在を知らないが、東急本・蓬左本が解題によると、共にやはり慶長中の書写とされている。これに従うなら、現存写本の方も慶長あたりを上限とするようだ。となると、第一種と当該三本の先後については、今のところこの方面から有効な手がかりを得ることはできないようだ。そもそも想定される三本の共通祖本が、印行以前に存在した、より本来的な姿を残す写本であったのか、あるいは、現在はその存在が確認されていない、第一種よりも一層本来的な形を持つ古活字版であったのかも分からない（もつとも、国文学作品の活字印行が慶長七・八年頃から始まったとする通説に従うなら、後者の可能性は低いか）。更に言えば、原流布本が平仮名交じりだったのか片仮名交じりだったのかという問題とも絡んでくる。いずれにせよ、原流布本の形姿に関する推定は、想像以上に困難で、多くが闇の中にあることが痛感される。現在の時点では原流布本の追究は、とりあえずは東急本を中心に東博・蓬左本及び古活字版第一種の本文を綿密につきあわせる方法で進めるほかないようだ。有力伝本の発掘が望まれるところである。

注

- (1) 『鎌倉室町時代文学史』 大倉書店 大4
- (2) 『古活字版之研究』 安田文庫 昭12
- (3) 『平家物語諸本の研究』 富山房 昭18・八

- (4) 『鎌倉本保元物語』 解題 三弥井書店 昭49・十二、
など氏の一連の論考。
- (5) 拙稿『保元物語』流布本系統写本についての基礎調
査」(『汲古』平6・十一)。
- (6) 調査の対象とした写・版本は以下に記す通り。従っ
て、諸本と称する場合もこの域を出るものではない。
(古活字版) 第一種 宮内庁書陵部蔵本・第二種 大東
急記念文庫蔵本・第三種 東洋文庫蔵本・第五種 静
嘉堂文庫蔵本・第六種 東北大学附属図書館蔵本・第
七種 九州大学文学部蔵本・第八種 京都大学附属図
書館谷村文庫蔵本(下巻欠)・第十一種 尊経閣文庫蔵
本(整版) 寛永元年片仮名本・寛永三年平仮名本・明
暦三年平仮名本・貞享二年平仮名本(写本) 茨城大学
附属図書館蔵本・今治市河野美術館蔵(下条屋文右衛
門旧蔵) 本・今治市河野美術館蔵列帖本・大阪天満宮
蔵本・神宮文庫蔵村井敬義奉納本・大東急記念文庫蔵
本・天理大学図書館蔵本・東京国立博物館蔵本・内閣
文庫蔵本・名古屋市鶴舞図書館蔵本・名古屋市蓬左文
庫蔵本・広島大学国語学国文学研究室蔵本・福井県立
図書館保管松平宗紀氏蔵本・穂久邇文庫蔵(竹裏館文
庫旧蔵) 本(古活字版第四・九・十種は未見)。
- (7) この場合、実際には「しつまらし」「しづまらし」「静
らし」「静マラシ」など、伝本間で表記形態・振り仮名・
送り仮名・濁音符等種々の相違があるが、小稿の論旨
- (8) 釜田氏「更に流布本保元平治物語に就いて補説す」
(『神戸商船大学紀要』 昭28・三三)、高橋氏「塏囊抄と
流布本保元平治物語の成立」(『国語国文』 昭28・六六)
鳥羽院の生母、蓬左本には「藤茨子」東博本には「藤
氏子」とある。これについては、他の諸本に「藤茨子」
(第七種・鶴舞本は「藤ち子」とあることより、それ
が流布本本来の形と思われる、蓬左本はそれを正確に、
東博本は誤って伝えたと思われ、解される。もし、東博・蓬左
両本が兄弟関係にあるなら、その共通祖本にも「藤茨
子」とあったことになろうが、東博本の「藤氏子」は
「藤茨子」からは直接生じない。その間に例えば「藤し
子」なる仮名書きの伝本が介在する必要があるだろう。
東博・蓬左両本が兄弟関係にはないだろうと考える一
理由である。
- (9) 他本でも、片仮名交じり文の第十一種及びその系譜
に立つ写本には、東博・蓬左本と同様である場合も見
られるが、煩瑣を避けて逐一述べることはしなかった。
(10) 東急本に「申の尅はかりに六条河条かはらにて是を
きる」とある傍線部は「六条河原」と書くべきところ
を誤ったものと思われる。「六条河」とあるところを見
ると最初は漢字で書こうとしたようだが、後では「か
- (11)

ハラ」と仮名表記している。このことによっても、東急本は、表記に関しては親本に忠実たろうとする意志はさほどなかったと思われる。

(12) 『名古屋市蓬左文庫善本解題図録 第一集』(昭55・

八)、『大東急記念文庫貴重書解題 第三卷国書之部』(昭56・十一)。

(追記)

原稿提出後、長坂成行氏の御示教により、福島県の三春町歴史民俗資料館に『保元物語』の写本が蔵されていることを知った。調査したところ、該本はごく一部に金刀本系統本文の混入が見られるものの、全体としては、流布本系統、中でも東博・逢左本と同種の本文を有していること(とりわけ逢左本に近い)が分かった。該本を参加させることにより新たに明らかになる事実もあらうと思われるので、機会をみて改稿したい。なお、末尾ながら、有益な示教をいただいた長坂氏、並びに調査にあたり、種々御厚意を賜わった三春町歴史民俗資料館に深謝申し上げる。

樹 民 水 原